

古河電工／奨学生募集について

拝啓 貴学益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。学生の採用に関しましては常々ご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

この度、古河電工奨学生を下記要領にて募集いたします。本奨学金制度は、学生の大学及び大学院における修学を援助し、将来有用な人材を育成することを目的としています。

貴学科につきまして、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、奨学生志望者をご推薦いただきたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 対象者 ~~学部3年又は~~ 修士課程1年在籍者  
※~~学部生は学部卒業まで~~、修士生は修士修了まで支給いたします。  
但し、留年された場合には、その時点で奨学金の支給を打切りと致しますので、ご注意下さい。

2. 支給予定人員 5名

3. 推薦人員 1学科（専攻）につき原則1名

4. 支給額（月額）~~学部生／5万円~~ 修士／8万円

5. 支給開始 支給決定月より（2011年11月分より支給開始予定）

6. 返済義務 卒業後当社に入社した方以外は、支給した奨学金合計額について、卒業月の翌月から10年以内に、月賦、半年賦、または年賦のいずれかにより返済して戴きます。詳細は、別添の「古河電気工業株式会社 奨学金制度」をご参照下さい。

7. 申込要領 別添「奨学生志望者願書」「奨学生志望者調書」及び「奨学生推薦書」に必要事項をご記入の上、下記担当宛にお送り下さい。

8. 申込締切 2011年10月31日（月）

9. 選考試験 ① 日時 2011年11月15日（火）  
応募多数の場合、11月14日（月）になる場合があります。  
② 場所 弊社 本社  
※ 詳細につきましては、申込受付後ご連絡いたします。

10. 本制度に関する問合せ及び書類送付先

古河電気工業株式会社 人材育成部人材採用グループ  
住 所 〒100-8322 東京都千代田区丸の内2-2-3  
TEL 03-3286-3369 / FAX 03-3286-3391  
担 当 採用担当課長 宮崎 浩一 E-Mail: [saiyo@ho.furukawa.co.jp](mailto:saiyo@ho.furukawa.co.jp)  
井上 元子 E-Mail: [moto@ho.furukawa.co.jp](mailto:moto@ho.furukawa.co.jp)

※弊社では、インターネットを通じて企業情報を提供しております。是非ご覧下さい。  
URL:<http://www.furukawa.co.jp>

以 上

・申込書類はシス情学生支援で  
画で付する。  
・書類を受け取ったシス情システム専攻 宇津呂 准教授に  
相談すること。

古河電気工業株式会社 奨学金制度  
(奨学金規程より抜粋)

1. 目的

理工科系の四年制大学生及び大学院生における修学を援助し、将来有用な人材を育成することを目的として奨学金制度を設ける。

(第1章 第1条)

2. 対象者

奨学金を受け得るもの(以下奨学生という)は、第1章第2条に該当し、成績優秀、品行方正なるもので、かつ本人の在学する大学または大学院の担当教授または学部長の推薦に基づき、選考試験において決定する。

(第2章 第3条)

3. 奨学金の金額

奨学金は大学生については月額50,000円、大学院生については月額80,000円とし、奨学生に決定した月よりその後の正規の在学期間中貸与する。

(第2章 第4条)

4. 奨学金借用書

奨学生に決定されたときは、保証人と連署の奨学金借用書を提出しなければならない。

(第2章 第7条 第1項)

5. 奨学金の休止、打切

奨学生が休学したときは奨学金の貸与を休学期間中休止する。

(第2章 第10条)

奨学生が次の各号の1に該当すると認められたときは奨学金を打ち切る。

1. 傷病のため成業の見込みがないとき
2. 学業成績または操行が不良となったとき
3. 特定の学科以外に転科したとき
4. 留年したとき
5. 退学したとき
6. その他奨学生として適当でないとき

(第2章 第11条)

6. 返済

卒業後当社に入社したもの以外は、卒業の月の翌月から10年以内に奨学金の全額を月賦、半年賦または年賦のいずれかにより返済しなければならない。但し、卒業後当社に入社したものについても、3年以内に自己都合によって退職し、または懲戒解雇された場合にはこれを返済させることがある。

奨学金を打ち切られまたは辞退したときは、その翌月から10年以内に返済しなければならない。

(第2章 第12条)

7. 利息

奨学金は無利息とする。

但し、正当と認められる事由がなく、奨学金の返済を遅延したときは、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金を課する。

(第2章 第13条)

8. 返済の猶予または免除

疾病、死亡その他の正当な事由のため奨学金の返済が困難となり、人材育成部長が適当と認めたときは、奨学金の返済を猶予または免除することがある。

(第2章 第14条)

以上